

一奥州會津郡極山中ニ鹽生村と云有、此村ニハ鹽出ル井戸村中ニ何ヶ所も極り、往古々有之、此井之水を汲上干立鹽ニ燒、村中遣ひ鹽并近村々江も賣出ス、味ひ海之鹽に不替、右村者今會津侯御預所ニ付、公儀江鹽運上差出ス、村中水も井も有之、水ニも差支なし、右之類餘國山中ニも稀ニ者有之、中華ニも鹽井有ル由、如何いたし海遠所之極山中ニ鹽有之哉いぶかし、

○按ズルニ、鹽稅ノ事ハ政治部下編雜稅篇ニ載ス、

〔東遊雜記一〕若松ヨリ二本松ハ寅ニ當リテ、十三里、西ノ方越後の國界へ二十一里、北ノ方羽州米澤へ十里餘、此道筋大鹽といふ所に、鹽の泉と云井あり、此水をとりにて鹽にたくと、案内者の物語也、

〔西遊雜記四〕阿久根摩より十町南に赤瀬村といふあり、此所には畑の中より鹽を吹出す事に

て、鹽屋數軒あり、其鹽を製するを見しに、砂を畑の中へ一面に振敷し置有、地中より鹽を吹上て、其沙に付事にて、夫を海鹽を取るやうにたれて、其後鹽竈にて焚ば、海鹽に同じ鹽となる也、色あから味あし中華には所々に山鹽をとる所多しといへども、日本にては稀の地といふべし、

製鹽法

〔伊呂波字類抄飲食〕塩シホ亦作鹽、本朝事始云、昔者筑

〔倭訓栞前編十一〕しほ中 神代纂疏には、鹽土老翁始て造れるといひ、西土には宿沙氏より始

るといへり、出雲國古老の傳には、大己貴神より始るといふ、神詠に、

しほ汲んあふごのうらのたわむまで月をぞ荷ふ素鵝の里人、あふごのうらは楞の末をいふ、此神詠より五十田狹小汀を、あふごの浦と稱すといへり、

〔事物紀原九酒醴飲食〕煮鹽

世本曰、宿沙氏煮海水爲鹽、宋衷曰、宿沙衛齊靈公臣、齊保海、故衛爲魚鹽之利、或曰、宿沙氏炎帝時諸侯、唐韻曰、古者宿沙初作煮海爲鹽、